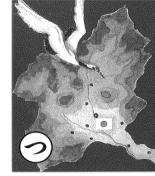




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月30日(月) 号外(第4号)

■ 目 次

	ページ
企業管理規程	
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	2
病院管理規程	
○群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(総務課)	2

■ 企業管理規程

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年十一月三十日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第十六号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十五条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

附則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。

■ 病院管理規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年十一月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第十号

群馬県病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院事業職員の給与に関する規程(平成十五年群馬県病院管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「十二月に支給する場合においては百分の百三十」を「十二月に支給する場合においては百分の百二十五」に、「百分の百十」を「六月に支給する場合においては百分の百十、十二月に支給する場合においては百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百三十」の下に「及び「百分の百二十五」」を、「百分の百十」の下に「及び「百分の百五」」を加える。

附則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
